

■今月のラインナップ P1~8

- ◎所在不明株主の株式売却について
- ◎成年年齢引き下げに伴う相続税の改正
- ◎インボイス制度・電子取引への対応 第一弾
- ◎将軍の日
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!
- ◎御社に最適な承継方法とは?
- ◎事業計画半期報告会

■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが
今月もお客様のためになる
コラムを連載します。

■今月のお客様紹介 P10

- ◎ウェルネスシェア株式会社
- ◎石窯パンの店 f.Dijon ◎株式会社 テクノセラム

かなたくん

2022

7

July

VOL.9

発行日:令和4年7月1日
(平成22年1月創刊)

かなた税理士法人



かなた税理士法人 代表社員
中野 隆二

今年も暑い季節がやってまいりました。梅雨もあつという間に明けてしまい6月下旬とは思えないくらい暑い日々が続きます。この調子ですと今年の8月頃はどうなってしまうのだろうかなどと毎年同じようなことを考えてしまいますが、一方では今年のお盆もいつもとそんなに変わらない日々を過ごしているんだろうなあ..なんてことも考えます。暑さも慣れてしまっていて驚かず、電力需給ひっ迫警報なんてものも発令されましたが、なんかその内容が熱中症警戒警報よりも下みたいなのでちょっと緊迫感が

足りません。いろんな警報が多々出ておりますので、これも慣れ?でしょうか。いずれにしても皆様、身体が資本なので十分気を付けてがんばりましょう。

ところで、「応益負担」と「応能負担」という言葉ご存知ですか。応益負担は受けるサービス内容に応じて対価を負担する考え方、一方応能負担は受けるサービスは同じでも受けた者の支払能力の違いによりそれぞれの対価を負担する考え方です。一般ではあまりはありませんが、税務では割とよくある話です。税金を行政サービスの対価と考えると前者で有名なものは消費税や酒税、自動車税などで後者は所得税や法人税、相続税などが該当します。どちらが良いかは別にして最近感じたのが厚生年金、長年保険料を負担して受給年齢に達したのでこれからもらおうと意気込んだ矢先、そのとき給与収入があるのでダメと言われずいぶん損をした気分になりましたが、これも一種の「応能負担」の考え方でしょうか。

おまけの写真は先日行った上野村です。我が富岡市から下仁田湯の沢トンネル経由ですと1時間くらいです。不二洞という鍾乳洞、巨大つり橋の上野スカイブリッジ、御巢鷹山慰霊の園を見学してきました。



所在不明株主の株式売却について



監査第三事業部
部長 南里 高明

次のようなことでお困りではないですか？

「株主が把握できず、相続等でどんどん分散してしまわないか？」

「所在不明株主分の株を後継者に引き継ぐことができない」

「所在不明株主がいるため、M&Aがうまく進まない」

株？

所在不明株主とは？

- ① 継続して5年間、株主に通知等が届かない
 - ② 継続して5年間、配当を受領していない
- いずれの要件も満たす株主のことです。

優待
配当
FX

売却するには？

- ① 取締役会決議で所在不明株主の売却を決定
 - ② 株式売却に関する公告及び催告
 - ③ 異議申述機関(3ヵ月)が経過し、異議がなければ
裁判所へ許可を申し立て、売却(株主としての地位喪失)
- 以上の手続きを経ることになります。



但し、もともと株主への通知を行っていない、5年も待てない等様々な状況が考えられます。

その場合、上記以外の売却方法や経営承継円滑化法に基づく認定を受けて早期に解決する方法等、状況に応じた対応策が考えられるかもしれません。

いずれにしても、早い段階で手を付けておくことが大事です。
お困りのことがあればお声がけください。



成年年齢引き下げに伴う相続税の改正

概要

民法改正により、令和4年(2022年)4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われております。

相続税

| 区分 | 受贈者や相続人等の年齢要件 | | |
|-----|---|---|---|
| | 令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合 | 令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合 | |
| 贈与税 | <ul style="list-style-type: none"> 贈与税の特例税率(暦年贈与) 相続時精算課税 住宅取得等資金の非課税 相続時精算課税適用者の特例 | その年の1月1日において 20歳以上 | その年の1月1日において 18歳以上 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 事業承継税制 | 贈与の日において 20歳以上 | 贈与の日において 18歳以上 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 結婚・子育て資金の非課税 | 結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満 | 結婚・子育て資金管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満 |
| 相続税 | <ul style="list-style-type: none"> 未成年者控除 | 相続等の日において 20歳未満 | 相続等の日において 18歳未満 |

注意点

令和4年の暦年贈与については、贈与日が3/31以前か4/1以後かで取り扱いが変わってきますのでご注意ください。

遺産分割協議

以前までは20歳以上でなければ遺産分割協議に参加できませんでしたが※、令和4年4月1日以降であれば、同日時点で18歳以上の相続人は遺産分割協議に参加できることになりました。

※相続人のうちに未成年者がいる場合、その未成年者は遺産分割協議に参加できないため(法律行為が制限されるため)家庭裁判所で特別代理人の選任を受ける必要があります。

飲酒、喫煙、養子をとることのできる者などの年齢は、改正後も20歳以上のままとっておりますのでご注意ください。

未成年者の相続人がいる場合や新たに18歳以上の孫への贈与を検討している場合は、お気軽にご相談ください。



令和5年10月に迫るインボイス制度への対応に向けて、準備を進めていかなければなりません。何をどこから進めてよいのか、不安に感じている方も多いと思いますので、今回よりシリーズ化させ、少しずつ一緒に準備がしていけるようご案内していきたいと思います。

01 自社発行請求書のインボイス対応

① 自社発行書類の確認

(1) 受け取る請求書よりも発行する請求書から考えましょう。

インボイス制度への対応と聞くと、受け取る請求書がインボイスの形式に変わる、その対応をどうすべきかというところから考え始めるかもしれません。しかし、最初に着手すべきは自社が発行する請求書等です。他社から送られてくるインボイスの様式は、おそらく来年にならなければ判明しません。今から準備しようにもできることは限られています。一方で自社が発行する請求書等については、目の前にある請求書等をどう変更するのか、いつまでに誰がどのように対応するのかということを考えることができます。

自社発行の請求書をインボイスに対応するだけでも以下のような手順を踏む必要があります。

- ① 取引先に発行している書類の収集
- ② 書類の様式を確認
- ③ インボイスとする書類の確定
- ④ インボイスとする書類に必要な項目を追加(システム対応)
- ⑤ インボイスとしない書類から不要な項目を削除(システム対応)
- ⑥ 取引先にインボイスとする書類の様式を通知し、了解を得る
- ⑦ 発行したインボイスの写しの保存方法を確定

また取引先が請求書等の様式を指定しているような場合には、その対応にさらに多くの時間を要します。自社の請求書等の対応は、できれば令和4年9月まで、遅くとも令和4年中に完了させておくことをお勧めします。

(2) 得意先との取引で発行している書類は何ですか？

得意先との取引ではどんな書類を発行していますか？

得意先に発行している書類を、商流を確認しながら網羅的に集めてみましょう。

商流に沿って発行される一般的な書類

見積書



注文書



納品書



請求書



領収書

この中で得意先に消費税額を通知している書類はどれですか？ 通常得意先が証憑として保存している書類は、納品書、請求書、領収書(レシート)ではないでしょうか。インボイス制度では書類の名称に関係なく、インボイスの記載要件を満たしたものをインボイスとして取り扱うとされています。

得意先に発行している請求書や納品書の洗い出しは『ワークブックVol.1』の「ワーク5-1」で行いました。また、その書類を発行しているシステムが何かを「ワーク5-2」で確認しました。改めて「ワーク1-2」(7ページに掲載)で自社で発行している書類を洗い出してみましょう。

洗い出した書類のうち、今後インボイスとして取り扱う書類をどれにするのか、これから順を追って検討します。



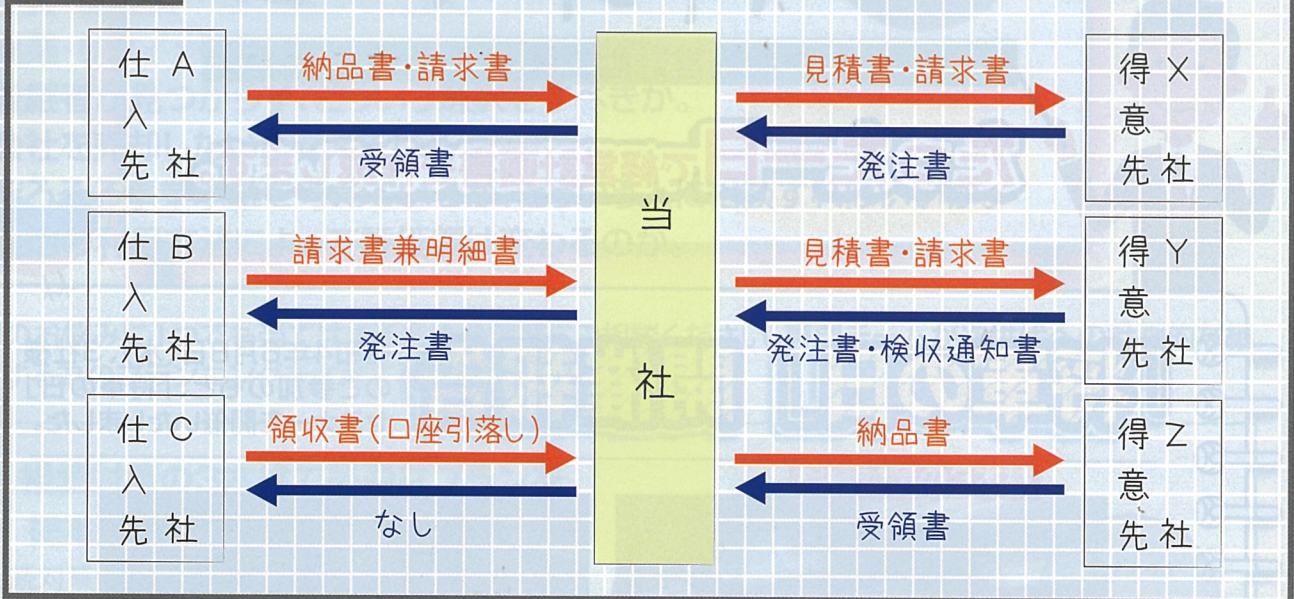
取引の都度、請求書等の書類を交付していない取引(例: 駐車場等の賃貸)について、既存契約書の内容を確認する必要があります。インボイスとして必要な情報(登録番号、適用税率、消費税額等)の記載が契約書上なかった場合、追加情報を取引先に別途通知する必要があります。そういった取引先も含め、取り交わしている書類等を網羅的に洗い出す必要があります。

ワーク1-1

当社の商流と受け渡ししている書類を図にして整理してみましょう。

(『ワークブックVol.1』のワーク7-1と同じ内容です。実施済みの場合は、次に進んでください)

記入例



(3) 請求書等の様式を確認してみましょう。

インボイスに必要な記載事項は以下のとおりです。

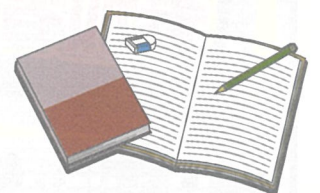
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



インボイスの候補として選択した書類の全てについて、まずはこれらの記載事項が網羅されているかを一つ一つ確認しましょう。

特に①、④、⑤についてはこれまでの請求書等にはなかった、または変更になった項目のため、注意を要します。

ご不明な点等ございましたら、
担当者までご相談ください。



※TKC 電子取引・インボイス対応ワークブック引用

会社に対する思いを、形にしてみませんか？

シヨウグンノヒ 将軍の日

中期経営計画立案セミナー

たった一日で経営計画書を作成します。



「将軍の日」開催報告

令和4年6月8日(水)、3社様
のご参加のもと、「将軍の日」
セミナーを開催いたしました。



セミナーを終えての講師の感想

- ・顧問先様の熱意に圧倒されっぱなしの1日でした。
- ・完成した経営計画書を顧問先様に手渡した時の、充実感に溢れた表情が忘れられません。

セミナーに参加された顧問先様の声

- ・明確な数値目標を計画することの大切さ、重要性を再確認することができた。
- ・中長期だけでなく、短期目標も明確になった。
- ・自社分析が数値で見ることができ、良かった。
- ・この計画を実行して、振り返りがしっかりできるようにしたい。



将軍の日

参加者募集中

令和4年**7月13日(水)・8月18日(木)**に
開催予定の、「将軍の日」セミナーに参加される
顧問先様を、現在募集中です。

5年後の会社の未来を、一緒に考えましょう！
私達がお手伝いさせていただきます。

かなた税理士法人 財務コンサル部 相澤・柳澤



相続事業承継のお悩み、 かなた税理士法人が解決いたします!!

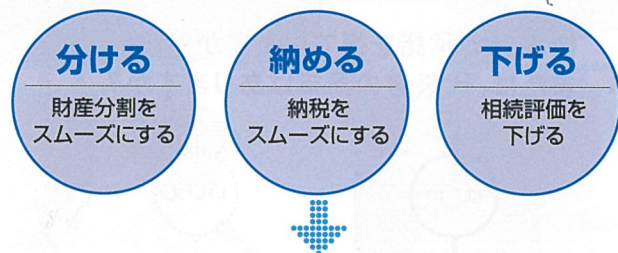
- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるのか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせていただきます。

1.相続対策の3本柱で最適なプランを 提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら最適なプランをご提案致します。

相続対策の3本柱

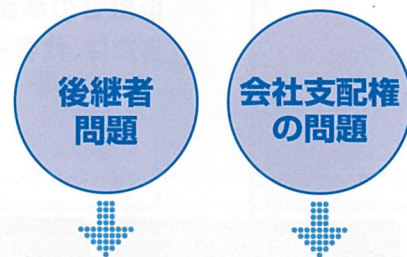


所有資産に対する現状分析 (現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

2.会社状況を把握してベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとって最適な事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。



会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。

かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせていただきます!

ご興味がある方は是非担当者までご連絡ください

4パターンに分類

はやわかりセルフチェック

御社に最適な承継方法とは？

事業を継続していきたいと考えていますか？

はい

いいえ

親族に後継者にしたい人はいますか？

はい

いいえ

自分の代で終わらせなければならないと感じている

- 事業の先行きが見えない
- 適任の後継者がいない
- 従業員の確保が困難

後継者の承諾を得ていますか？
または、代表者の素質はありますか？

はい

いいえ

はい

上記以外

経営を任せられる役員・従業員はいますか？

はい

いいえ

後継者の承諾を得ていますか？
または、代表者の素質はありますか？

はい

いいえ

親族内承継

- ・ 後継者への権限委譲
- ・ 後継者教育
- ・ 後継者への生前贈与
- ・ 個人保証、担保処理



従業員承継

- ・ 現経営者親族の理解
- ・ 後継者教育
- ・ 株式買取資金の調達
- ・ 個人保証、担保処理



第三者承継 (M&A)

- ・ 株主の整理
- ・ 企業価値の算定
- ・ 相手先の探索
- ・ 専門家への相談



廃業・清算

- ・ 解散手続き
- ・ 清算手続き



かなた税理士法人グループ事業計画半期報告会



懇親会

令和4年6月3日、ホテルグランビュー高崎にて事業計画半期報告会が開催されました。

最近では新型コロナウイルスの影響もあって、社員が一堂に会する機会にも恵まれない状況でしたが、警戒レベルの引き下げもあり、感染対策をしっかりと行い無事に開催することができました。

まず、加藤代表、中野代表、高橋代表より半期を総括していただき、その後各部長、問屋町事務所、高崎総合コンサルタンツ、エフピーエスから活動報告と決算に向けての方針が発表されました。

また、最後には社員同士の交流会も開催され、親交を深めることもできました。これからもかなた税理士法人として、グループ全体で顧問先様をサポートしていきたいと思っておりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。



加藤先生



高橋先生



中野先生



監査第一事業部



監査第二事業部



監査第三事業部



資産税部



大宮支店



財務コンサル部



業務管理部



高崎総合コンサルタンツ



エフピーエス



会場全体1



会場全体2

今月のコラム



かなた税理士法人

今後の金融経済の方向性

今後の金融経済について以下のようなシナリオが想定されます。

- ①日米金利差の拡大=円安の増進
- ②米国発の株式市場の下落とそれにつられての世界的な株式市場の下落
- ③行き過ぎた円安を止めるため、金融緩和政策の限界から、日本の国内金利を引き上げていく政策を日銀がとり始める
- ④米国金利の上昇でドル建ての債務のある新興国などの財務状況の悪化

これらのシナリオからより具体的に起きる経済動向をならべると、

- ・円安による輸入製品の高騰
- ・住宅ローンをはじめとする長期貸出金利の引き上げ
- ・円だけでなく、対ドルベースでの通貨安の増進
- ・不動産価格の下落

というようなことが考えられます。このようなシナリオが実際に起きうるかもしれませんので、今後の経営戦略や投資方針の参考にさせていただければと思います。

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社 高崎総合コンサルタツ

「ぐんじけん」のご案内

経営者の皆様。

先日は関東圏内に雹が降り、群馬県でも各所に大きな被害がでました。自然災害はいつ来るか、どのくらいの被害をもたらすのか測り知れないものです…経営者の皆様には被害が無かったことを祈るばかりです。

さて、(株)高崎総合コンサルタツでは、新しい知識の獲得や、経営者同士の交流による情報交換の場として「ぐんじけん」を毎月開催しております。2022年に取り上げたテーマは以下の通りです。

1月「“経営生態学”の詳細、生物の生き残り戦略と経営をミックスして考える」、2月「“経営生態学”からみる事業再構築」、3月「BCPと企業ドメイン」、4月「BCPと企業ドメイン(その2)」、5月「今さら聞けないPDCA」、6月「今から始める地政学～事業戦略にどう生かす～」

事業経営者向けのセミナーやサロンは数多くありますが、「ぐんじけん」は参加者の御意見・御提案を取り入れながら進める「参加型のセミナー」です。経営者が集まるセミナーと聞くと敷居が高く感じるかもしれませんが、「ぐんじけん」ではどなたでも気軽に【経営に関すること・時流の情報・他業種経営者との交流】を図ることが出来ます。

「ちょっと気になるな…」と思った方は、遠慮なくお問い合わせください。お待ちしております！

株式会社 高崎総合コンサルタツ 中林 大樹

株式会社 エフピーエス

サイバー保険のご案内

近年、サイバー攻撃の被害が多発しています。

既に多くの保険会社がサイバー保険を取り扱っていますが、2022年に個人情報保護法の改正が行われたため、再度サイバー保険にスポットライトが当たっています。

今回の改定により、

◇個人情報漏えいを発生させた場合の被害者への通知ルール

- ・サイバー攻撃が原因である場合には例外なく通知を義務付け。
- ・サイバー攻撃が原因でなくとも、センシティブ情報が漏えいした場合や、漏えいした人数が膨大な場合は通知を義務付け。
- ・違反した場合には最大一億円の罰金に加え、悪質な場合には社名の公表。

と変更がありました。

これにより、被害にあった時は通知をする為にどの情報を盗まれたのかを調べる必要ができました。

調査費用(フォレンジック費用)が高額となるためサイバー保険をご希望される企業様が増えております。

この機会に是非ご検討下さい。

株式会社 エフピーエス 小杉 宗大

お客様 耳より!! 情報



事業所に電解水素水生成器を設置することで、「健康」「環境」「従業員満足」「社会貢献」に繋がります。SDGsへの取組み支援も行います!

「給水・電解水素水スポット活動」によるSDGsの目標とターゲット



健康寿命延伸をサポートするウェルネスシェアでは、電解水素水(アルカリイオン水)生成器のサブスクサービスを開始しました! 月々3,850円(税込)で、機械の使用料、毎年のカートリッジ交換、点検、洗浄代がコミコミのリーズナブルなプランです!

1日約120円で
約3,850円(税込)から
—社員専用型製品—
電解水素水
はじめませんか?

環境にやさしい
月額24,000円(税込)
※送料別

体にやさしい
約120円/日
※送料別

家計にやさしい
1年1回の
安心メンテナンス
付

今なら3ヶ月無料・取付工事費無料!

家計にやさしい月額定額制(サブスク)

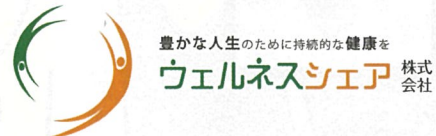
製品の使用料、毎年のカートリッジ交換・点検・洗浄代コミコミプランです!

月々
3,850円(税込)

1日
約120円!

さらに
今なら!

✓ご利用開始から3ヶ月無料!
✓取付工事費 無料(通常5,500円)



〒370-0075
群馬県高崎市筑縄町10-13-101
TEL:027-361-4093
<https://wellness-share.co.jp>

石窯パンの店 エフディジョン

f.Dijon

OPEN/7:00~18:30 年中無休
〒371-0831 前橋市小相木町660-2
TEL:027-289-8851



初夏にオススメの期間限定
シュトーレン発売中!
←ベリーベリーシュトーレン
季節ごとの限定商品です
是非ご賞味ください!



店内では定番商品や季節商品を含めた**100種類以上**のパンをご用意しております!是非立ち寄ってみてください!

■技術の向こう側へ挑戦します

セラミックスを中心とした加工品、温度センサー、ガラス・金属・樹脂の加工品、見積もりから納入までスピードをもって対応致します。



主要納入分野

半導体製造装置メーカー、シリコンウエハーメーカー、半導体製造メーカー、理化学機器メーカー、電気炉メーカー、計装機器メーカー、大学研究機関燃焼電池開発分野など

TECHNO CERAM

株式会社 **テクノセラム**

〒338-0007 埼玉県さいたま市中央区円阿弥6-2-14
TEL:048-857-9270 FAX:048-857-9288
HP:<http://cus4.techno-ceram.co.jp/>

新入社員紹介



【所属】
第三事業部

【氏名】
須田 玲也

【入社理由】
税務、会計知識を深め、お客様の経営をサポートできるようになりたかったから

【目標】
スタッフに頼られる存在になる

【趣味】
スポーツ



【所属】
第三事業部

【氏名】
茂木 あゆみ

【抱負】
日々前向きに仕事に取り組み、皆さんのお役に立てるよう頑張ります。

【趣味】
甘いものを食べること
(アイスクリーム、チョコレートが特に好きです。)



【所属】
大宮支店

【氏名】
國府田 理実

【ニックネーム】
コウダ

【入社理由】
商工会議所での知識を活かした、人の役に立つ仕事をしたいと思ったからです。

【目標】
能動的に業務に取り組むこと。

【趣味】
犬の散歩・料理

編集後記

伊勢崎 晋平：3月から始めたダイエットも大分成果ができました！
継続して頑張ります！

松橋 伸吉：子どもがサッカーを本格的に始め、焼け焦げる週末を過ごしています。

矢口 篤：暑い日が続きます。体調に気を付けたいと思います。

相澤 義宏：コロナが早く終息することを願うばかりです。

今井 晃司：今年は夏祭りが開催されそうなので楽しみです（食べることが）

かなたくん
vol.9(7月号)

令和4年7月1日 発行

〈発行部数〉
600部

〈製作編集〉
かなたくん委員会

かなた税理士法人グループ

かなた税理士法人 ■本社矢中事務所

〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

かなた税理士法人 ■問屋町事務所

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591
URL <https://takahashi.co.jp/>

かなた税理士法人 ■大宮支店

〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆栽町514
押田ビル2F
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

株式会社
高崎総合コンサルタンツ
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社
エフピーエス
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-5783 FAX 027-347-5784